

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 35 号

函館市職員退職手当条例の一部改正について

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

函館市職員退職手当条例（昭和 59 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「次条第 2 項ならびに第 5 条第 1 項」を「以下この項，次条第 2 項ならびに第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 7 条の 4 第 1 項第 1 号中「5 万 4，1 5 0 円」を「7 万 4 0 0 円」に改め，同項第 2 号中「5 万円」を「6 万 5，0 0 0 円」に改め，同項第 3 号中「4 万 5，8 5 0 円」を「5 万 9，5 5 0 円」に改め，同項第 4 号中「4 万 1，7 0 0 円」を「5 万 4，1 5 0 円」に改め，同項第 5 号中「3 万 3，3 5 0 円」を「4 万 3，3 5 0 円」に改め，同項第 6 号中「2 万 5，0 0 0 円」を「3 万 2，5 0 0 円」に改め，同項第 7 号中「2 万 8 5 0 円」を「2 万 7，1 0 0 円」に改め，同項第 8 号中「1 万 6，7 0 0 円」を「2 万 1，7 0 0 円」に改め，同条第 4 項第 1 号を削り，同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め，同号を同項第 1 号とし，同項第 3 号を同項第 2 号とし，同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め，同号を同項第 3 号とし，同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 11 条の 2 第 9 項第 4 号中「除く」の後ろに「。第 11 項第 2 号において同じ」を加え，同条第 11 項第 2 号中「（第 9 項第 4 号に規定する故意または重大な過失によらないで管理または監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）」を削り，同条第 16 項第 3 号中「前項」を「第 13 項もしくは前項」に改め，同項第 4 号中「第 9 項第 4

号に規定する」を削る。

附則第13項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

退職手当の調整額を改定し、および独立行政法人通則法等の一部改正に伴う規定の整備等をするため